

令和2年度三重県職業訓練実施計画

令和2年4月1日

三重県

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
(ポリテクセンター三重・ポリテクセンター伊勢)

三重労働局

1 総説

(1) 計画のねらい

少子高齢化による労働供給制約、第4次産業革命による技術革新に対応できる人材の育成、及び働き方改革に向けた取組を強力に推進していくためには、働く方一人ひとりの生涯を通じた能力開発を支援し、生産性の向上を図っていくことが不可欠である。そのためには、いくつになっても誰にでも学び直しと新しいチャレンジの機会を確保するリカレント教育を拡充し、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。また、本計画について、国【三重労働局】、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構【ポリテクセンター三重・ポリテクセンター伊勢】及び三重県が一体となって連携・調整を行い、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2) 計画期間

求職者支援訓練の計画期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

令和元年12月の有効求人倍率(季節調整値)は1.51倍と前月より0.05ポイント下回り、正社員の有効求人倍率(原数値)も1.16倍と前月同月よりも0.11ポイント下回るなど、現在の雇用情勢は、改善の動きに弱さが見られるものの、求人が求職を大幅に上回って推移している。

今後もこうした状況が続く可能性があることから、職業訓練については、雇用情勢を見据えながら、地域における人手不足分野を踏まえて実施する必要がある。

また、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、働き方改革の推進等を通じた非正規雇用労働者の処遇改善、長時間労働の是正、人材育成の強化・人材確保対策・地方創生の推進及び労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりなどにより、労働環境の整備・生産性の向上を図ることが喫緊の課題である。

こうした中、就職氷河期世代が抱える固有の課題(希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足等)や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援が求められている。

これらの課題等に的確に対応するため、離職者の再就職の実現に資する職業訓練を実施するとともに、産業界や地域の人材ニーズに合致した多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、若年者については、完全失業率が年齢計に比べて相対的に高水準で推移し、フリーターの数については引き続き高水準となっている。また、ニートである若年者もいまだに多い状況となっている。こうしたことから、地域を支えていく若年者が職業能力を高めることができるよう、若年者にとって良好な雇用機会の創出やその育成のための施策を重点的に実施する必要がある。併せて、能開法第15条の4第1項に規定する職務経歴等履歴書(以下「ジョブ・カード」という。)を活用し、若年者の能力向上を図り、安定的な雇用への円滑な移行を促進することが重要である。

また、女性については、出産・子育ての時期にある年齢層の就業率が低い状況にあり、女性の活躍を促進するため、出産等でキャリアを中断した女性の再就職を支援することが重要である。

高齢者については、年齢に関わりなくいつまでも働きたいという者も多い状況にある中で、生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の継続雇用や

再就職に向けた職業能力開発施策を充実させていくことが重要である。

(2) 令和元年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和元年度の職業訓練の受講者数（入校者数）は次のとおりとなっている。

① 公共職業訓練（令和元年12月31日時点）

ア 離職者訓練

施設内訓練	機構	412人	県	75人
委託訓練	県	380人		

イ 在職者訓練

施設内訓練	機構	918人	県	343人
外部委託	県	57人		

ウ 学卒者訓練 県 44人

エ 障がい者を対象とした訓練

施設内訓練	県	5人
委託訓練	県	37人

② 求職者支援訓練（令和元年12月31日時点）

ア 基礎コース 0人

イ 実践コース	医療事務系	1コース	6人
	その他	7コース	64人

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

(1) 実施方針

三重県内で行われる公的職業訓練（公共職業訓練及び求職者支援訓練）について、計画的かつ効果的に実施するため一体的な計画のもとに取り組みとともに、それぞれの訓練は次の方針により実施する。

離職者訓練については、非正規労働者や自営廃業者、新規学卒未就職者等の雇用保険の基本手当を受給できない人を含めた求職者のニーズや、求人状況の把握に努め、雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう必要な訓練機会を提供するとともに、人手不足となっている介護・福祉・医療の分野や、中小製造業など地域のニーズを踏まえた人材育成にかかる訓練の充実を図る。

在職者訓練については、公共職業能力開発施設における指導員の派遣、施設の貸出等の拡充を図るとともに、企業の人材育成支援の充実が求められていることから、施設内での能力開発セミナーや外部委託による訓練を実施する。

学卒者訓練は、高等学校卒業生等及び第2新卒者等の若年者を対象に地域のものづくり産業等で活躍できる人材の育成を目指した訓練を実施する。

障がい者に対する職業訓練は、施設内においてパソコン操作をはじめとした事務能力の習得を目指す訓練を実施するとともに、障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練を積極的に進める。

求職者支援訓練については、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）と、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定する。その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。

育児中の女性等で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、短時間労働者等不安定な就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労についている者や無業状態の者など、対象者の特性・ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

（2）公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

① 施設内訓練

ア 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

ポリテクセンター三重において9科309人、ポリテクセンター伊勢において、7科260人の訓練を実施する。

主としてものづくり分野において、基本となる技能を習得する訓練や企業実習を組み合わせた訓練を実施する。（訓練期間：6～7か月）

就職率は、ポリテクセンター三重において84.7%、ポリテクセンター伊勢において85%以上を目指す。

・ポリテクセンター三重 9科309人

【アビリティコース】テクニカルオペレーション科45人、溶接技術科48人、電気保全技術科40人、電気設備技術科48人、住宅リフォーム技術科60人

【短期デュアルコース】CAD/NC技術科12人、電気施工技術科24人

【橋渡し訓練】CAD/NC技術科12人、電気施工技術科20人

・ポリテクセンター伊勢 7科260人

【アビリティコース】機械・CAD技術科60人、ものづくり溶接科24人、電気設備技術科60人、住宅リフォーム技術科60人

【短期デュアルコース】ものづくりアシスト科24人

【橋渡し訓練】住宅リフォーム技術科16人、電気設備技術科16人

機構 計16科 569人

イ 三重県

県立津高等技術学校において、施設内訓練6科120人（障がい者向け訓練を除く）の訓練定員を確保する。

主としてものづくり分野における基礎的な技能を習得するための訓練を実施する。（訓練期間：6か月もしくは1年）

就職率は79%を目指す。（対象：1年訓練は令和元年度修了分。6か月訓練は令和元年度後期及び令和2年度前期修了分）

・津高等技術学校 6科120人

設備配管科20人、パソコンCAD科20人、住宅サービス科20人、オフィスビジネス科30人、金属成形科（主に外国人対象）20人、建築施工科10人

③ 委託訓練

県が実施する委託訓練は、パソコン・事務、介護、保育、栄養士、医療事務、その他の各分野で実施する。（訓練期間：2年もしくは3か月）

就職率は80%を目指す。（対象：2年訓練は令和元年度修了分。3か月訓練は令和2年1月から同年12月修了分）

・津高等技術学校 788人【令和2年度に開始する訓練】

ア 長期高度人材育成コース（2年）介護福祉士養成科 4科48人
保育士養成科 2科10人
栄養士養成科 1科5人

イ 知識等習得コース（3か月）725人

【分野】

パソコン・事務分野 435人

介護分野 135人

医療事務分野 90人

その他分野 65人

【地域】

県内各地域に訓練受講機会を提供するため、北勢、鈴亀、中勢、南勢、伊賀及び紀北・紀南の地区に分けてコースを設定する。

(3) 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

① 施設内訓練

ア 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

ポリテクセンター三重及びポリテクセンター伊勢において能力開発セミナーを実施する。

・ポリテクセンター三重 1,095人

生産技術科510人、制御技術科330人、電気技術科165人、建築科90人

・ポリテクセンター伊勢 636人

建築科150人、建築設備科10人、生産技術科316人、制御技術科40人、電子技術科20人、電気技術科90人、メカトロニクス技術科10人

機構 計 1,731人

イ 三重県

県では、津高等技術学校において能力開発セミナーを実施する。

・津高等技術学校 530人

溶接科（ガス溶接90人・アーク溶接120人）、
玉掛け科125人、
オーダーメイド（溶接120人・玉掛け75人）

② 外部委託

県では、外部委託により在職者向け職業訓練を実施する。

・津高等技術学校 80人

製造管理者育成基礎講座

(4) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

県では、高等学校卒業者等を対象に地域の産業に貢献する人材を育成するため学卒者向け職業訓練を実施する。（訓練期間：2年）

・津高等技術学校 70人

機械制御システム科20人、電子制御情報科15人、自動車技術科20人、メタルクラフト科15人

(5) 公共職業訓練（障がい者を対象とした訓練）の対象者数等

① 施設内訓練

県では、身体障がい者を対象として、パソコン操作をはじめとした事務能力を習得する訓練を実施する。（訓練期間：1年）

就職率は88%を目指す。

- ・津高等技術学校 10人
OA事務科

② 委託訓練

県では、障がい者向け訓練として、障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練を実施する。（訓練期間：3か月）

就職率は90%を目指す。

- ・津高等技術学校 55人
知識・技能習得訓練コース 3人
実践能力習得訓練コース 52人

(6) 求職者支援訓練の対象者数等

・計画期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）においては、300人を上限とする。（うち就職氷河期対策実施分9人以上）
雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。

・訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）と、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）の割合を「基礎40%、実践60%」とする。

・訓練認定規模は、以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模 120人

（学卒未就職者を主として対象とするものを含む。）

実践コース 訓練認定規模 180人

介護系 40人（うち15人は地域ニーズ枠）

医療事務系 15人

情報系 10人

その他 115人

（各コースとも定員15名程度までが望ましい。）

・新規参入枠は、基礎コース、実践コース各20%とする。ただし、地域における求人ニーズを踏まえ、実践コースの介護系のうち15人を地域ニーズ枠とする。地域ニーズ枠については、実績の有無に関わらず、

すべて新規枠とし、上限値（20%以内）の別枠とし、県内での介護訓練受講の機会の確保を図ることとする。

- ・ある認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、枠の活用のために同一認定単位期間内で、新規枠へ振替えることも可能とする。
- ・実践コースにおいて設定された訓練分野において、当該訓練分野の訓練コースが認定されなかった場合の定員は、同一認定単位期間の「その他分野」に振替も可能とする。
- ・繰越した余剰定員の第3四半期以降における取扱い
認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止となった訓練コースの繰越分について、第3四半期以降においては、基礎コースと実践コース間の振替及び実践コースの他分野へ振替を可能とする。

4 公的職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等

(1) 関係機関との連携

県、機構及び労働局のほか労使団体等も参画している三重県地域訓練協議会や県、機構及び労働局の担当者が参画している三重県地域訓練協議会ワーキングチームなど定期的な会議の場を活用して公的職業訓練の一体的な実施計画や実施状況等についての情報共有、意見交換を積極的に行うとともに、必要に応じて協議や相談が行えるように更なる連携強化を実施する。

(2) 公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

職業訓練を希望する人や求職相談を通じて職業訓練が必要であると判断される人が、必要な職業訓練を受講できるよう、労働局、ハローワーク、公共職業能力開発施設が連携して相談への誘導や情報提供に取り組む。

職業訓練の受講にあたっては、公共職業能力開発施設、労働局・ハローワークは連携して、職業訓練受講者の就職活動状況の把握に努めるとともに、ジョブ・カード制度を活用したキャリアコンサルティングの実施や訓練分野の求人情報の提供、求人開拓など、受講者への積極的な就職支援を実施する。